

沖縄市雇用対策協定

(目的)

第1条 この協定は、沖縄市において厳しい雇用情勢が続く中、沖縄市が行う雇用施策や生活・福祉施策と、沖縄労働局及び沖縄公共職業安定所（以下「労働局等」という。）が行う職業紹介、職業指導、事業主支援及びその他雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、それぞれが実施する施策について一体的に進めていくための連携の内容等を定め、もって沖縄市の雇用情勢の改善に寄与することを目的として締結する。

(事業内容等)

第2条 沖縄市及び労働局等は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として毎年度定めるものとする。

2 前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等は、沖縄市及び労働局等が共同で設置する運営協議会が行うものとする。

(要請等)

第3条 沖縄市長及び沖縄労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 沖縄市長及び沖縄労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

第4条 この協定に基づく取組において、沖縄市及び労働局等が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、沖縄市及び労働局等は誠意を持って協議し、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、沖縄市長及び沖縄労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月25日

沖縄市長

桑江朝夫



沖縄労働局長

谷直樹





沖縄市と沖縄労働局との『雇用対策協定』の概要



- 沖縄市の平成26年の有効求人倍率は0.48倍で、沖縄全体の0.69倍と比較して低い状況にあり、厳しい雇用情勢となっています。
- そのため、沖縄市が行う産業・雇用施策や生活・福祉施策と、国(沖縄労働局)が行う職業紹介、職業指導、事業主支援その他雇用に関する施策が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、両者で『雇用対策協定』を結ぶこととしました。



沖縄市

〈地域に根ざした産業・雇用施策等〉

- ・産業振興及び企業誘致
- ・福祉分野での自立支援事業
- ・教育分野での雇用関連施策 等

一体的かつ総合的な雇用対策の実施

- ①就職支援体制の強化
- ②若年者・子育て世代の雇用対策の推進
- ③「雇用のミスマッチ」の解消
- ④高齢者・障がい者の就職支援
- ⑤生活困窮者等(生活保護受給者、ひとり親世帯等)に対する就職支援



国(沖縄労働局)

〈ハローワーク沖縄〉

〈全国ネットワークを活かした雇用対策〉

- ・ハローワークによる職業相談・紹介
- ・雇用保険制度の運営
- ・雇用対策(障がい者の雇用指導等)
- ・公的職業訓練への誘導 等

沖縄市の雇用情勢改善のため、雇用の分野で市と国が連携した施策を展開

①就職支援体制の強化

- ・沖縄市とハローワーク沖縄による合同就職面接会等の実施及び求人情報の相互提供
- ・沖縄市長とハローワーク沖縄所長による経済団体等への雇用に係る要請
- ・雇用に係る各種制度の周知・広報
- ・沖縄市が誘致した企業に係る求人充足の支援

②若年者・子育て世代の雇用対策の推進

- ・市教育委員会との連携による学生・生徒への職業講話などのキャリア教育の推進
- ・新規学卒者を対象とした求人の確保による就職支援
- ・国の助成金や市の事業を活用した非正規労働者の正規雇用化の推進
- ・求職活動中の若者への就職支援、地場の人材育成のための訓練コース設定などの職業能力開発の促進
- ・職場における専任者(メンター)制度の導入など早期離職防止対策の推進
- ・子育て世代を対象とした就職活動に対する幼児の一時預かりなどの推進

③「雇用のミスマッチ」の解消

- ・保育・介護等の求人需要の高い職種における潜在求職者の掘り起し
- ・沖縄市の人材育成事業等とハローワークとの連携によるマッチングの促進

④高齢者・障がい者の就職支援

- ・定年退職者等に対する再就職支援
- ・障がい者雇用率制度の普及・啓発
- ・事業主に対する障がい者雇用相談窓口の周知
- ・障がい者の一般就労に向けた支援の促進

⑤生活困窮者等(生活保護受給者、ひとり親世帯等)に対する就職支援

- ・生活困窮者の支援制度の普及・啓発
- ・求職活動中の生活保護受給者の就職支援
- ・ひとり親世帯を雇用する事業主に対する支援等の周知
- ・就業訓練、給付金等の就業支援制度の活用促進

「沖縄市と沖縄労働局の協議の場」の創設

○「沖縄市と沖縄労働局との協議の場」を新たに創設し、相互に密に連携する体制を構築(第1回開催:平成27年6月予定)

※沖縄市は、経済文化部長ほか産業・福祉・教育分野の担当課長が参画。労働局は、職業安定課長及びハローワーク沖縄所長が参画。

『雇用対策協定』の締結により、総合的な雇用対策を展開し、市民サービスの更なる向上を目指します。